

○市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 5 日

告示第 163 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、在宅生活している重症心身障害児及び重症心身障害者(以下「重症心身障害児等」という。)の障害程度に応じた短期入所の適切な受入先の確保を促進するため、重症心身障害児等を受け入れる市内の指定短期入所事業所に対し、重症心身障害児等の支援に要する経費の一部を補助することについて、市原市補助金等交付規則(昭和 38 年市原市規則第 39 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障害児 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している 18 歳未満である者をいう。
- (2) 重症心身障害者 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している 18 歳以上である者をいう。
- (3) 利用対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項の規定により本市の支給決定を受け、市長が重症心身障害児等であると認めた者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は障害者相談センター(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 11 条に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所として千葉県が設置する障害者相談センターをいう。)が発行する意見書により、指定短期入所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)の利用について支障がないと認められた者

イ 医師の診断による意見書(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 10 条第 1 項に規定する障害支援区分の認定手続において徴した意見書を含む。)により、指定短期入所の利用について支障がないと認められた者

(平 25 告示 148・平 26 告示 77・一部改正)

(補助対象者)

第 3 条 この要綱の規定により、補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たすことを千葉県知事へ届け出ている市内の指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第 115 条に規定する指定短期入所事業所をいう。)とする。

- (1) 指定障害福祉サービス基準第 117 条に規定する設備が、重症心身障害児等の介護に支障がないものであること。
- (2) 重症心身障害児等の診療に相当の経験を有する医師の協力体制を確保していること。
- (3) 看護師を 1 名以上配置していること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第 115 条に規定する従業者の員数を超える従業者を配置し、利用対象者が利用する際は、重症心身障害児等に関する知識及び経験を有し、日常生活上の介護を行う技能を有する従業者を配置していること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者において、利用対象者の支援に必要な人件費及び利用対象者のみに係る運営に係る経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と別表に掲げる補助対象事業の区分ごとに定める補助基準額に利用対象者の年間利用延べ日数を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金交付(却下)決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金変更承認申請書(別記第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、補助金の交付の決定内容に変更を生じたときは、市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金変更承認(却下)通知書(別記第4号様式)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により、当該実績報告を行った補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市原市重症心身障害児等短期入所特別支援事業補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付すべき補助金の一部若しくは全部を交付せず、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第148号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第77号)抄

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条)

補助対象事業の区分	補助基準額
終日型短期入所利用	利用対象者1人当たり日額5,500円
夜間型短期入所利用	利用対象者1人当たり日額4,000円